

資料

令和 6 年第 2 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 38 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	
	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案 ······	1
	(附則改正)	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案 (附則第 2 条関係) ······	2
議案第 39 号	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案 ······	3
議案第 40 号	市税条例の一部改正について	
	市税条例の一部改正案 ······	6
議案第 41 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案 ······	8
議案第 42 号	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案 ······	10

議案第 38 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
(略)					
市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務	市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務
市長	藤井寺市複合施設整備検討委員会	民間を活用した複合施設整備についての調査審議に関する事務	市長	藤井寺市複合施設整備検討委員会	民間を活用した複合施設整備についての調査審議に関する事務
市長	藤井寺市病院跡地活用検討委員会	市民病院の跡地活用に関する調査審議に関する事務	市長	藤井寺市住居表示審議会	市の住居表示の実施に関する重要事項の調査審議に関する事務
市長	藤井寺市住居表示審議会	市の住居表示の実施に関する重要事項の調査審議に関する事務	(略)		
(略)					

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
 (附則第2条関係)

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
複合施設整備検討委員会委員	日額 9, 500円	複合施設整備検討委員会委員	日額 9, 500円
病院跡地活用検討委員会委員	日額 9, 500円	市民協働推進委員会委員	日額 9, 500円
市民協働推進委員会委員	日額 9, 500円	(略)	
(略)			

議案第 39 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年藤井寺市条例第 35 号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 2 (第 4 条関係)			別表第 2 (第 4 条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
3 市長	<p>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」とい</p>		3 市長	<p>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」とい</p>	

改正後			改正前		
		う。) であって規則で定めるもの			う。) であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの	5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		

議案第 40 号

市税条例の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第23条の2 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限り、第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	(寄附金税額控除) 第23条の2 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限り、第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
<u>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u>	<u>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u>
(10) (略)	(10) (略)
2 (略)	2 (略)
附 則	附 則
	<u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> 第2条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定

改正後	改正前
	<p><u>適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p>

議案第 41 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15</u> 人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人 3 (略)	(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20</u> 人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人 3 (略)
(職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15</u> 人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人 3 (略)	(職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20</u> 人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人 3 (略)
(職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数	(職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数

改正後	改正前
<p>以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15</u>人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15</u>人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20</u>人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20</u>人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p>

議案第 42 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(掲示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程（第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程（第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの</u>を交付する方法</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル</u></p>

改正後	改正前
3～6 (略)	に記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略)

